付録　用語集

語句	説明
か行	
狭さく	道路構造令第 31 条の２に規定される、通行車両の走行速度抑制のために車線幅員を前後より縮小する道路構造のこと。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。
グリーンスローモビリティ	時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。
さ行	
サイクルツーリズム	自転車を旅の移動手段として使い、観光とサイクリングを同時に楽しむことを指す。
シェアサイクル	専用の駐輪場が設置されている場所であれば、どこでも自転車を借りて、返すことができるサービスのこと。
シェアサイクルステーション	シェアサイクル専用自転車の貸出、返却ができる拠点（駐輪場）。
車道混在	車道の左側端に自転車が通行すべき位置を矢羽根等の路面表示で明確に表示し、同じ車線内で自転車と自動車が共存を図る形態のこと。
主要道路	その地域で主要な役割を担う道路で、本書では幹線道路である国道、県道を指す。
自転車	道路交通法では、自転車は、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものとされている。また、内閣府令で定める以下の基準に適合し、他の車両をけん引していないものを「普通自転車」という。 一　車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。 イ 長さ 百九十センチメートル ロ 幅 六十センチメートル 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。 イ 四輪以下の自転車であること。 ロ 側車を付していないこと。 ハ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。 ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。 ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
自転車活用推進計画	自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法第９条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画をいう。
自転車活用推進法	極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 29 年（2017 年）５月１日に施行された法律。この法律の中で、市町村は当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないとされている。

語句	説明
さ行	
自転車専用通行帯	道路交通法第 20 条第２項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された通行帯をいう。
自転車専用道路	道路法第 48 条の 13 第１項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路をいう。
自転車通行空間	歩行者、自転車、自動車がともに安全で快適に通行できるように、車道の一部を活用した自転車レーンの設置や歩道内での構造的・視覚的分離などの手法によって整備される自転車の通行部分をいう。
自転車道	道路構造令第２条第１項第２号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上も、自転車道として扱われる。
自転車ネットワーク計画	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画をいう。
生活道路	法律上の明確な定義はないが、交通規制基準（警察庁）において「一般道路（自転車専用道路以外）のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路」とされている。
生産年齢人口	一般的に 15 歳以上 65 歳未満の人口をいう。
ゾーン 30	交通管理者である警察庁から出された施策で、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行の確保を目的とした交通安全対策の一つです。区域（ゾーン）を定めて時速 30 ㎞の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車両の走行速度や通り抜けを抑制する対策のことをいう。
ゾーン 30 プラス	ゾーン 30 の内容に加えて、道路管理者による物理的デバイス（狭さく等）を設置した区域のことを指す。
た行	
大規模小売店舗	建物内の店舗面積※の合計が 1,000 ㎡を超える店舗。 ※店舗面積：小売業を行うための店舗の用に供する床面積のこと。 （飲食、サービスは含まれません。）
千葉県自転車活用推進画	自転車活用推進法に基づいて、千葉県において自転車の活用を総合的・計画的に推進するために策定された、千葉県版の自転車活用推進計画をいう。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路である。都市計画道路は、交通機能に着目して、「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」の４種類に区分され、人や物資の円滑な移動を確保する役割のほか、防災や環境・景観面での良好な都市空間の形成、上下水道、電気、ガスなどの収容空間、土地利用の誘導など様々な役割があり、都市基盤の中でも最も基本となる根幹施設のこと。
都市公園	国営公園や地方公共団体が設置する公園及び緑地のこと。

語句	説明
は行	
ハザードマップ	一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされている。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれる場合もある。
発生集中量	ある地域の交通発生量（ある地域を出発するトリップ）と交通集中量（ある地域に到着するトリップ）を加えたものをいう。 （単位：トリップエンド／日）
物理的デバイス	生活道路において、歩行者等の安全な通行を確保するため、自動車の走行速度を減速させる目的で設置される（狭さく・ハンプ・シケイン等）の総称のこと。
ま行	
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指す。
ら行	
ロコモティブシンドローム	骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で、立つ・歩くといった基本的な移動機能が低下している状態をいう。
路面標示	路面標示は、道路標示と区画線と法定外表示（止まれの文字や交差点クロスマークなど）の３種類に大別される。 道路交通に対して必要な案内、誘導、警戒、規制、指示などを路面標示用塗料、道路鋲、石などによって路面に設置するものをいう。

四街道市自転車活用推進計画
令和７年（２０２５年）１月発行
発行　四街道市
〒284-8555
千葉県 四街道市 鹿渡無番地
電話　043-421-2111（代表）
ホームページ　https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/
編集　四街道市 都市部 市街地整備課

笑顔と笑顔をつなぐ街
四街道
よつかいどう
千葉県の笑